

海外展開支援事業費補助金（はじめの一步応援枠）審査要領

（目的）

第1条 この要領は、海外展開支援事業費補助金（はじめの一步応援枠）交付要領第8条に規定する補助事業者の選定において、公正な審査を行うために必要な事項を定める。

（審査方法）

第2条 審査は、補助金等交付申請書について、本要領第3条の規定に基づき書類審査を行う。

（審査項目及び基準）

第3条 審査は、次の審査項目ごとの審査基準により評価し採点する。

（1）海外展開支援の必要性

①事業者の規模

申請年度4月1日現在の常時使用する従業員の数により評価する。

点数	内 容
10	小規模企業者（製造業その他20人以下、卸売業・小売業・サービス業5人以下）
8	中小企業者（製造業その他100人以下、卸売業・小売業・サービス業30人以下）
6	中小企業者（製造業その他100人超、卸売業・小売業・サービス業30人超）

②県補助金の採択数

過去5年間における海外展開に関する県補助金の採択数により評価する。

点数	内 容
10	採択されたことがない。
6	1回採択されたことがある。
4	複数回採択されたことがある。

③事業者の特徴・強み

事業者の特徴・強みについて評価する。

点数	内 容
10	事業者の強み（他者と差別化された独自性のある特徴）を明確に把握している。
6	特徴を明確に把握している。
4	特徴を明確に把握していない。

（2）事業計画の妥当性

①海外展開したい製品・技術・サービス等の国内実績

国内（県内・県外）での実績の有無により評価する。

点数	内 容
10	県外への販売や県外事業者との取引等の県外実績がある。
8	県内での販売や県内事業者との取引等の県内実績がある。
6	新規の製品・技術・サービス等で実績はない。
4	実績不明又は製品・技術・サービス等未定である。

②取り組む内容

海外展開戦略の策定のために取り組む内容（本補助事業外で取り組む内容を含む）について評価する。

点数	内 容
10	専門家（コンサル、貿易会社、支援機関等）からの助言が得られ、かつ、規制やコストの把握を含む情報収集手段が適切であり、戦略の策定が十分可能な取り組みである。
8	数種の情報収集手段が具体的に記載され、ターゲット・展開方法（BtoB・BtoC、直接貿易・間接貿易・現地法人設立・代理店取引等）を選定できる等戦略の策定が十分可能な取り組みである。
6	情報収集手段・範囲・量等が記載され、戦略の策定が可能な取り組みである。
4	疑問点や不安要素があり、戦略の策定が困難な取り組みである。（採択する場合、条件を付す必要がある。）

③戦略策定スケジュール

海外展開戦略の策定スケジュールの妥当性について評価する。

点数	内 容
10	取り組む内容の実施時期及び戦略策定時期が時系列で明示され、妥当である。
8	取り組む内容の実施時期及び戦略策定時期が明示され、ほぼ妥当である。
6	取り組む内容の実施時期が一部未定であるが、戦略策定時期が明示されている。
4	取り組む内容の実施時期のみが明示されている。（一部未定を含む。）
2	戦略策定時期のみが明示されている。

④経費

事業に係る経費の妥当性について評価する。

点数	内 容
10	積算根拠（見積書・単価表等）が明示され、妥当である。 また、戦略策定に係る費用対効果が高い。
8	積算根拠（見積書・単価表等）が明示され、妥当である。
6	積算内訳（算式等）があり、ほぼ妥当である。
4	積算内訳はないが、区分毎の経費はほぼ妥当である。
2	過大な積算や不明な点がある。

（3）海外展開の発展性（将来性）

①財務状況（損益）

直近2期の損益計算書又は確定申告書により評価する。

点数	内 容
10	2期とも営業利益（黒字）がある。
8	いずれか1期に営業利益（黒字）がある。
6	他のいずれの状況にも該当しない。
4	2期とも営業損失（赤字）がある。

②海外展開したい製品・技術・サービス等の特徴や品目数

海外展開したい製品・技術・サービスの特徴や品目数について評価する。

点数	内 容
10	同業他社との違いが明確である。（差別化） 又は独自性・先駆性がある。（差異化）
8	複数品目である。
6	単一品目である。

③期待度

申請書類全体から海外展開への期待度を評価する。

点数	内 容
10	大いに期待できる。
8	期待できる。
6	少し期待できる。
4	あまり期待できない。

（選定方法）

第4条 補助事業者の選定は、各委員が審査した評点（最高100点）の平均が60点以上の者のうち、予算の範囲内において、上位の者から委員の合議により行う。

なお、同点者が複数いた場合は、審査項目の（1）海外展開支援の必要性及び（2）事業計画の妥当性の評点の平均が高い者を上位とする。

2 審査会は、補助対象経費の内容を審査する。このとき、事業計画の遂行を不当に困難とさせない範囲で事業計画の内容や経費について、調整を行う場合がある。

- 3 審査会は、事業計画の推進に関して特に必要と思われる場合には、意見又は条件を付すことができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。